



女川町海岸広場 利活用ガイドブック

女川町
令和3年3月



女川町海岸広場利活用ガイドブック

目次

1	みんなに愛される場所に	1
----------	-------------	---

2	海岸広場ができるまで	2
----------	------------	---

3	海岸広場の基本情報	3
----------	-----------	---

4	震災遺構について	4
----------	----------	---

5	自由な利用について	5
----------	-----------	---

やっていいこと
やってはいけないこと
その他のルール

6	団体・事業者の利用について	7
----------	---------------	---

許可を取ってできること
使用料
必要な申請・届出
利用までの流れ
設備類

7	津波発生時の避難について	13
----------	--------------	----

1 みんなに愛される場所に

これまで我が国の多くの海辺は仕事場となっており、日常生活の場として活用できる場所が多くありませんでした。女川町においても同様でした。

そんな思いから、復興という新たなまちづくりにおいては、海辺と市街地が一体となったまちとし、海辺がもっと私たちの生活に開かれた場所となるようにしました。そうしてできたのが、女川町海岸広場です。海岸広場は、海辺の新たな日常の場となるとともに、駅前から鷺神浜にかけて集積する主要な都市機能を面的に結び、まちなかに人の流れを生み出す、まちのにぎわいのコアとなる場所です。

海辺の新たな活動の場はできました。次は、みなさんに使っていただく番です。まちのにぎわいを生み出すためには、何かのコンテンツによって与える（与えられる）楽しみではなく、来た人・住む人が自ら「fun=楽しみ」を創り出せる活動こそが重要です。ひとりひとりが主役となって、それぞれの「fun=楽しみ」がここで実現することを願っています。



2 海岸広場ができるまで

2011年3月11日

東日本大震災発生

東日本大震災が発生。津波によりまちの大半の建物が流失しました。



2011年9月

女川町復興計画策定

女川の復興のシンボルとして、震災の記憶の継承と海岸周辺のまち歩き
の回遊性を生み出す公園として整備
する方針を決定しました。
また、震災遺構を保存する方針を打
ち出しました。

2012年6月～2014年3月

まちづくりワーキンググループ

町民が主体となって海岸広場の設計
に対する考え方やアイデアが議論さ
れました。
この議論の中で、「口説ける水辺」と
いうコンセプトが生まれました。



2015年10月～2016年1月

町民ワークショップ

海岸広場に導入する施設・機能、使
い方、運営等についてアイデアを出
し合いました。

2017年～

設計の検討

女川町でイベント等を実施する事業
者、子育て世代の方等との対話を続
けながら、海岸広場の設計が進めら
れました。



2019年3月

海岸広場1期エリア・震災遺構完成

震災遺構・マッシュパーク周辺の第
1期エリアが完成。同月に「女川桜
守りの会」が中心となって、町民参
加により桜の植樹を行いました。



2020年12月

海岸広場全面竣工

スケートパークを含む海岸広場全体
が完成。子供から大人まで、多くの
方が訪れる場所になりました。

3 海岸広場の基本情報

名称 女川町海岸広場
所在地 宮城県牡鹿郡女川町海岸通り
1番地、2番地及び4番地
面積 約43,000㎡



4 震災遺構について

東日本大震災の記憶と教訓、そして絶望から立ち上がった人々の復興の歩みを後世へと引き継ぐとともに、未来に生きる人々が今回の震災の被災者と同じ悲しみや苦しみを味わうことの無いように願い、町民の意向、学術的な価値、新しいまちづくりの中での位置づけ、維持管理上の問題などを総合的に判断し、「旧女川交番」を震災遺構として現位置に保存しています。

旧女川交番は、昭和 55（1980）年に建てられた鉄筋コンクリート造 2 階建てで、1 階が執務室、2 階が休憩室として使用されていました。東日本大震災における津波により海中に没し、引き波により基礎部分の杭が引き抜かれ、現在の位置に横倒しになったものと考えられています。

鉄筋コンクリート造の建物が津波で転倒したのは日本で初めての事例であり、また、世界的に見ても希少な事例です。



女川町観光協会では、震災当時や復興の様子などについてお話をする「語り部ガイド」を実施しています。ご希望の方は、以下にお問い合わせください。

問合せ先：女川町観光協会 語り部ガイド（有料）

<https://www.onagawa.org/guide/>

TEL 0225-54-4328

5 自由な利用について

● やっていいこと

- ・楽しむこと
- ・運動すること
- ・学ぶこと
- ・きれいにすること
- ・許可をとって、物を売ること
- ・許可をとって、イベントや宣伝を行うこと



● やってはいけないこと



広場内に許可なく車両で
乗り入れること



ごみを捨てること



地面で直接火を使用すること



野生動物にエサを与えること



植物等を採取すること

● その他のルール

スケートボード等[※]の利用について

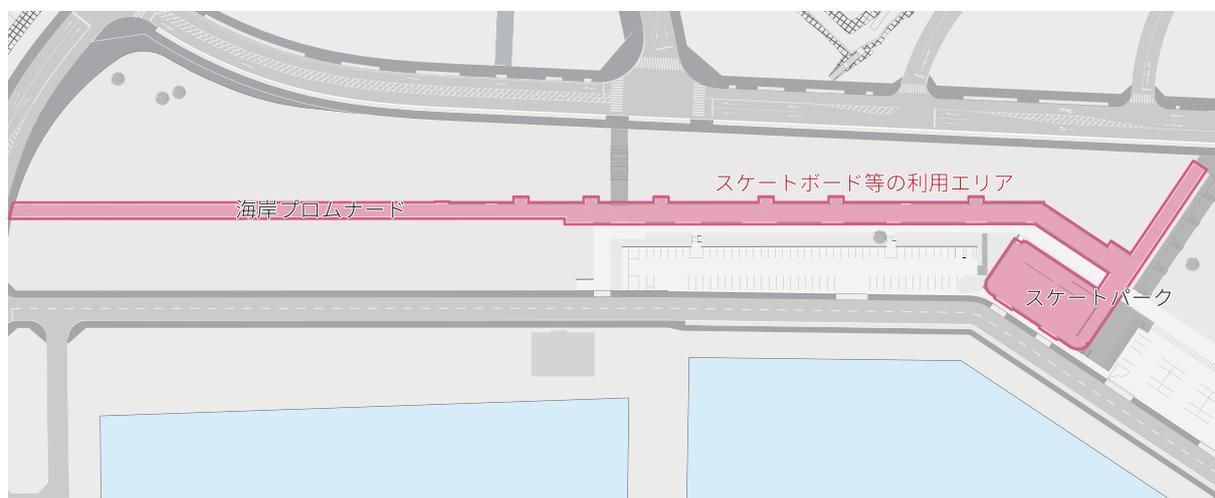
“ひとりひとりが工夫し、配慮し合うことで、気持ちよく楽しめる場所”

海岸広場はスケーターだけでなく、それを見る人が楽しめたり、スケーターと公園利用者の相互のコミュニケーションが生まれることを願って、作られています。そのため、スケートパークはできるだけ開放的に作りました。またパーク内に限らず、海岸広場もスケートボードができる場所として開放しています。これは日本で初めての取組です。

一方、スケーターと公園利用者との接触事故、夜間の騒音等、周囲に危害や迷惑がかかることがあれば、何らかの制限が必要になるかもしれません。公園利用者、スケーターが相互に理解し合い、また互いに配慮しながら気持ちよく使える場所にできるよう、スケーターの方々は、以下のことを守って楽しんでください。

- ・利用者はヘルメット・プロテクター等を着用するなどの安全対策をしてください。
- ・スケートボード等の利用エリアでは、周りの人や安全に十分配慮し、譲り合って使いましょう。
- ・故意に施設を破損させた場合は、修理に要した費用を負担してもらうことがあります。

※ここではスケートボードの他、ローラースケート、インラインスケート、BMX等を含みます。



スケートボード等の利用エリア

自転車の利用について

海岸広場における自転車の利用は自由です。
周囲の方に配慮しながら、安全に楽しんでください。



喫煙について

望まない受動喫煙を防止するよう、喫煙者は周囲の状況に十分配慮しましょう。

6 団体・事業者の利用について

● 許可を取ってできること

以下の行為は、事前に許可を取ることで実施することができます。

- ・ 物品等の販売
- ・ 商品の宣伝・展示
- ・ イベント
- ・ その他これらに類する使用



飲食販売



商品の展示



ヨガ教室



音楽イベント

● 使用料

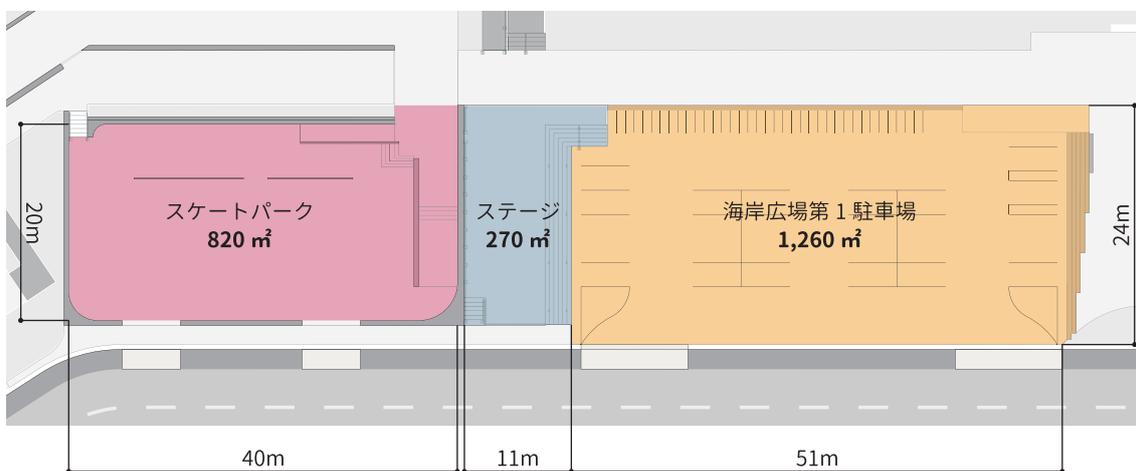
物品等の販売やイベント等を行う場合は、それぞれの行為に応じて、以下の使用料が発生します。

項目	料金
① 物品の販売、商品の宣伝・展示、その他これらに類する使用	1人・1日あたり 330円
② 集会、音楽会、発表会、その他これに類する催しのために全部または一部を独占して使用	10㎡・1日あたり 110円

※公益上その他特別な事情がある場合、使用料の減額または免除を行う場合があります。

※コンセントを使用したときは、電気料金を請求する場合があります。

イベント時の使用面積について



ステージ周辺の使用面積

使用料の計算例

例1：スケートパークでイベントを行う場合（1日間）

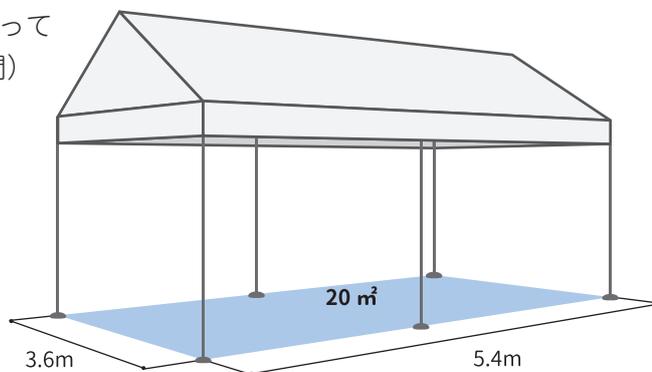
$$820 \text{ ㎡} \times 110 \text{ 円} \div 10 \text{ ㎡} = 9,020 \text{ 円}$$

例2：プロムナードに2×3間テントを張って
飲食販売を3人で行う場合（1日間）

①：330円 × 3人 = 990円

②：20㎡ × 3 × 110円 ÷ 10㎡ = 660円

合計：990円 + 660円 = 1,650円



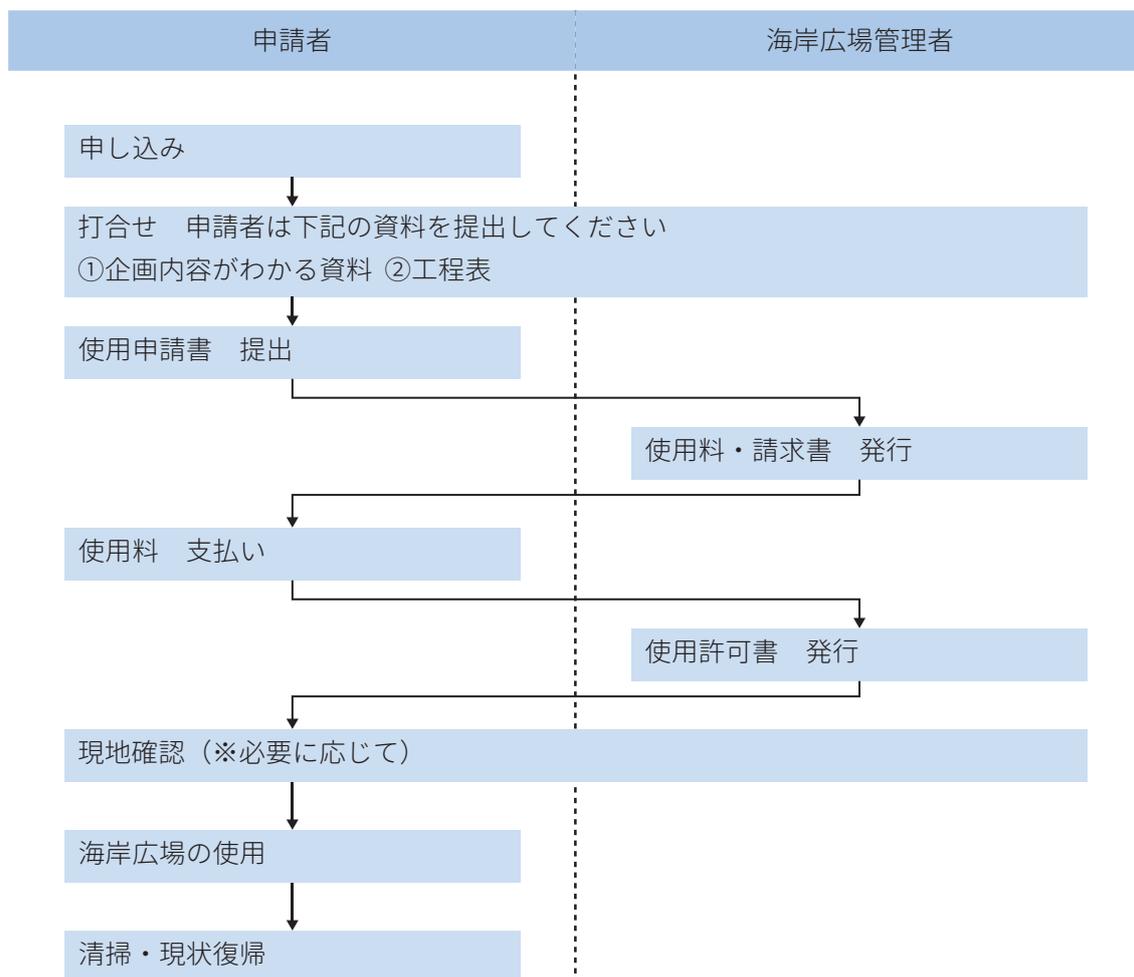
2×3間テントの使用面積

● 必要な申請・届出

イベントの内容によって、女川町はじめ関係機関への申請、届出が必要になります。申請者は、事前に必要な申請を行ってください。主な窓口は以下のとおりです。

活動内容	申請・届出内容	申請先
海岸広場の使用	使用許可申請	女川町産業振興課
食品を提供する活動	営業許可申請	宮城県石巻保健所食品衛生班
お酒の販売	期限付酒類小売業免許届出	石巻税務署
火気器具の利用	露店等の開設届出	女川消防署
周辺道路へ影響が考えられる活動	事前相談	石巻警察署

● 利用までの流れ



● 利用までの流れ

申し込み

- ・申し込みの際に、利用を希望する日時をお知らせください。空き状況を確認します。

打合せ

- ・企画内容がわかる資料、工程表の様式は自由です。
- ・移動販売車での出店をご希望の方は、出店時の様子が見えるお車の写真をご提示ください。
- ・他の施設での出店やパフォーマンスの経験がある方は、その様子が見える写真をご提示ください。

使用申請書

- ・使用申請書は女川町ホームページからダウンロードすることができます。
<http://www.town.onagawa.miyagi.jp/>
- ・提出は、女川町産業振興課に持参いただくか、メールにて行ってください。

使用料の支払い

- ・使用料の支払い方法は、銀行または女川町役場での現金支払いとなります。

その他

海岸広場を活用してやってみたいことがあれば、ご相談、ご紹介、サポートを行っております。女川町産業振興課までお問合せ下さい。

● 設備類

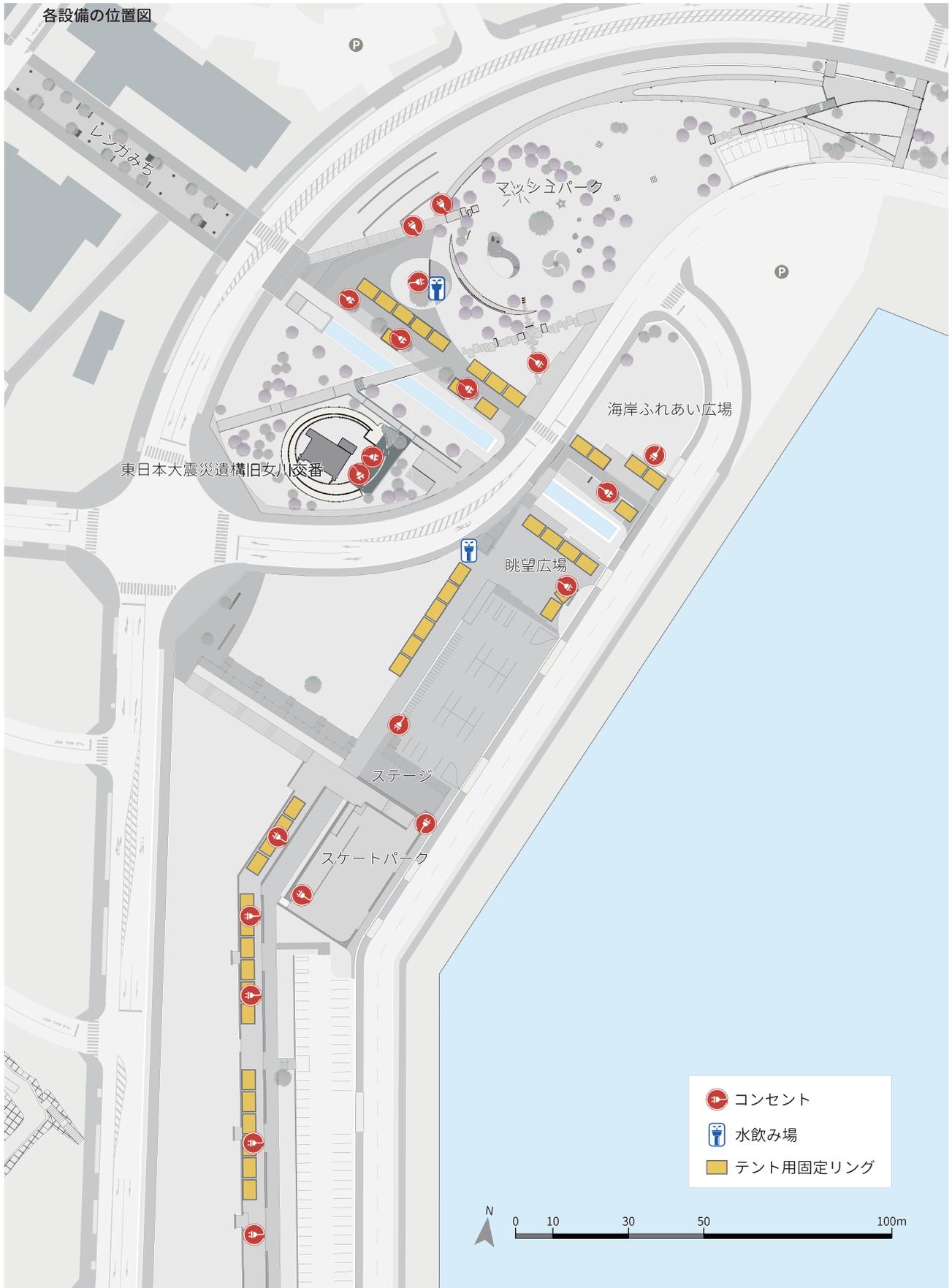
イベント等を行う事業者は、海岸広場内に設置された以下の設備を使用することができます。使用を希望される場合は、事前に申請してください。各設備の位置は、次図のとおりです。

使用可能な設備一覧

設備	数量	摘要
コンセント	20 か所	交流単相二線式 1 か所当たり 100V×2 口
水飲み場	2 か所	大階段前のレンみち、眺望広場に 1 か所ずつ
テント用固定リング	44 張り分	大階段側レンガみち 11 張り 海側レンガみち 5 張り 眺望広場 12 張り 海岸プロムナード 16 張り 1 張りは 3.6m×5.4m

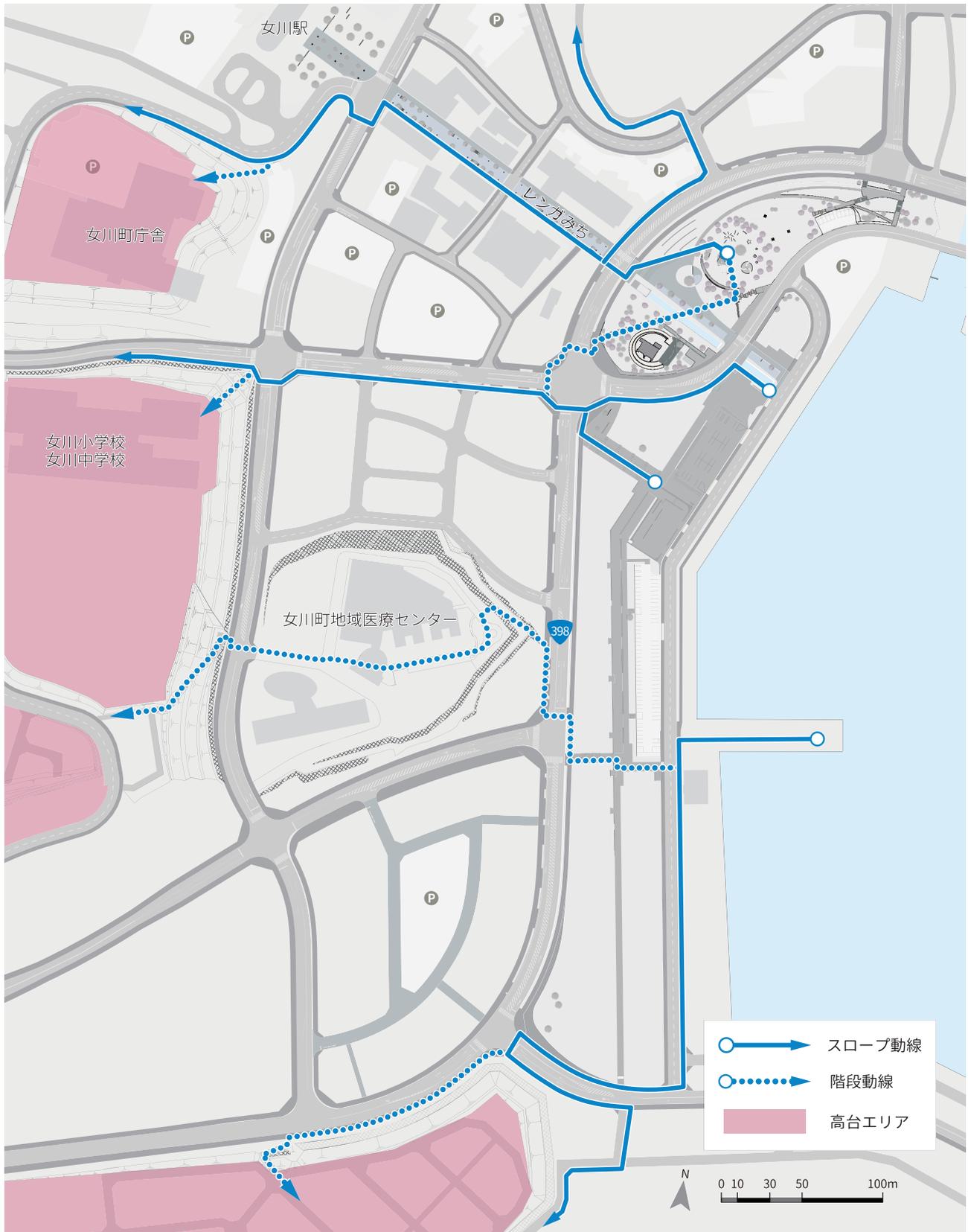


各設備の位置図



7 津波発生時の避難について

津波発生時には、速やかに高台に避難してください。高台への避難ルートは下図のとおりとなります。





発行者 女川町産業振興課
〒986-2265 宮城県牡鹿郡女川町女川一丁目1番地1
☎0225-54-3131 (代表)

発行日 第1版 令和3年3月

作成協力 (株)建設技術研究所・中央復建コンサルタンツ(株) 共同企業体